

○山梨県警察通訳官等運用要領

〔令和2年3月25日〕
〔例規甲（刑企通企）第96号〕

第1 目的

この要領は、山梨県警察における外国語の通訳又は翻訳（以下「通訳等」という。）の体制の強化を図るため、警察職員及び民間協力者のうち、通訳等に従事する者の一元的な管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際犯罪等

外国人が被疑者である犯罪、国民の国外犯その他外国人又は外国が関係する犯罪及び事案をいう。

(2) 通訳官

通訳等を行わせるため、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）が指定し、登録した警察職員（臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員を除く。）をいう。

(3) 民間通訳人

通訳等を行うことが可能な民間協力者で、あらかじめ本部長が選考し、登録した者をいう。

(4) 通訳官等

通訳官及び民間通訳人をいう。

第3 通訳官の上申、指定及び登録

1 上申

所属長は、所属の警部補以下の警察官及びこれに相当する職員の中から、次のいずれかに該当し、かつ、外国語に優れた能力を有すると認められ、通訳官としての登録を希望する者を通訳官上申書（第1号様式）により、刑事部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）を経由して本部長に上申するものとする。

ア 警察大学校国際警察センター語学研修課程又は関東管区警察学校語学専門課程を修了した者

イ 英語については、公益財団法人日本英語検定協会による実用英語技能検定（以下「実用英語検定」という。）2級以上の者又はこれと同等以上の語学力を有すると認められる者

ウ その他通訳等が可能と認められる者

2 指定及び登録

(1) 本部長は、1により上申のあった者の適性を審査の上、通訳官に指定するもの

とする。

- (2) 本部長は、指定した通訳官を通訳官名簿（第2号様式）に登録し、その旨を申請元の所属長に通知するものとする。

第4 民間通訳人の推薦及び登録

1 推薦

所属長は、次のいずれかに該当し、民間通訳人として適性を有すると認められる者を把握したときは、民間通訳人推薦書（第3号様式）により、刑事企画課長を経由して本部長に推薦するものとする。

ア 英語については、実用英語検定2級以上又はこれと同等以上の語学力を有し、英会話ができる者

イ 英語以外の外国語については、日常の会話に支障がなく、読み書きができる者

ウ 通訳経験又は外国での生活経験を有し、日常の会話程度以上の通訳ができる者

2 登録

本部長は、民間通訳人として推薦された者の適性を選考の上、民間通訳人名簿（第4号様式）に登録し、その旨を推薦元の所属長に通知するものとする。

第5 通訳官の異動の通知等

- 1 通訳官が配置されている所属長（以下「配置所属長」という。）は、通訳官が次のいずれかに該当した場合、通訳官異動通知書（第5号様式）により、刑事企画課長に通知するものとする。

- (1) 人事異動により転入した場合
- (2) 所属内で配置換えがあった場合
- (3) 身上関係に異動があった場合
- (4) 保有する資格等に変更があった場合

- 2 刑事企画課長は、通訳官等について、通訳官登録カード（第6号様式）及び民間通訳人登録カード（第7号様式）を作成し、随時、補正を行うなど整理保管に努めるものとする。

第6 通訳官等の指定解除

- 1 所属長は、通訳官等に通訳等の業務に従事させることが適当でないと認める事由が生じた場合は、通訳官等指定解除申請書（第8号様式）により、刑事企画課長を経由して本部長に申請するものとする。
- 2 本部長は、所属長から通訳官等の指定解除申請があり、指定を解除することが適当と認めた場合は、通訳官等の指定を解除するとともに、通訳官名簿又は民間通訳人名簿から通訳官等の登録を抹消し、その旨を申請元の所属長に通知するものとする。

る。

第7 通訳官等の運用

1 派遣要請

- (1) 所属長は、自所属に国際犯罪等に係る外国語に対応できる通訳官がいないなど通訳官等の応援派遣を求める必要があるときは、通訳官等派遣要請書（第9号様式）により、刑事企画課長を経由して本部長に要請するものとする。

なお、自所属に当該言語に係る通訳官が配置されている場合においては、自所属の通訳官を優先して運用するものとする。

- (2) 通訳官等の派遣を要請する所属長（以下「要請所属長」という。）は、派遣を要請するに当たり、夜間、休日等で急を要するときは、直接、配置所属長又は民間通訳人に対し通訳官等の派遣要請を行うことができる。この場合において、要請所属長は、事後速やかに所定の手続を執るものとする。

2 通訳官等の派遣

- (1) 本部長は、要請を受け通訳官等の派遣の必要があると認めたときは、適任者を選考の上、派遣するものとする。
- (2) 派遣する通訳官等の選考は、刑事企画課長、要請所属長、配置所属長及び派遣を必要とする事件を主管する所属長が協議して行うものとする。

3 派遣期間

- (1) 通訳官の派遣期間は、原則として12日以内の必要日数を限度とする。
- (2) 事案内容等を勘案した上で、(1)の日数を超えて派遣が必要と認められる場合は、派遣先所属長及び配置所属長で協議の上、派遣期間を決定するものとする。
- (3) 民間通訳人の派遣期間は、その都度、2(2)の所属長が協議し、民間通訳人の同意を得た上で決定するものとする。

第8 実施結果の報告等

- 1 要請所属長は、通訳官等による業務が終了したときは、その運用状況を通訳等実施結果報告書（第10号様式）により、速やかに刑事企画課長を経由して本部長に報告するものとする。また、自所属に配置されている通訳官を運用した場合においても、同様とする。

- 2 所属長は、通訳官等の業務に関し特異事案が発生したときは、速やかにその状況を刑事企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

第9 運用上の配意事項

- 1 要請所属長は、派遣を受けた通訳官等を通訳等以外の業務に従事させてはならないものとする。
- 2 要請所属長は、通訳官等の運用に当たり、受傷事故の防止に十分配意するものとする。

第10 表彰基準

表彰基準については、通訳等の受諾回数である通訳等日数に係数（別表）を乗じたポイント制に基づき行うものとする。ただし、通訳等業務を本務とする刑事部刑事企画課通訳係員は表彰対象としないこととする。

(1) 本部長賞誉

通訳等業務に関する本部長賞誉は、次に該当する通訳官に対して授与するものとする。

- (ア) 年間通訳等従事日数が50ポイント以上の通訳官
- (イ) 5年間の累積通訳等従事日数が200ポイント以上の通訳官
- (ウ) その他本部長が授与を必要と認めた通訳官

(2) 刑事部長賞

通訳等業務に関する刑事部長賞は、次に該当する通訳官に対して授与するものとする。

- (ア) 年間通訳等従事日数が25ポイント以上50ポイント未満の通訳官
- (イ) 5年間の累積通訳等従事日数が100ポイント以上200ポイント未満の通訳官
- (ウ) その他刑事部長が授与を必要と認めた通訳官

(3) 刑事部長感謝状

通訳等業務に関する刑事部長感謝状は、次に該当する民間通訳人に対して授与するものとする。

- (ア) 年間通訳等従事日数が50ポイント以上の民間通訳人
- (イ) 5年間の累積通訳等従事日数が200ポイント以上の民間通訳人
- (ウ) その他刑事部長が授与を必要と認めた民間通訳人

第11 表彰上申上の留意事項

1 第10に定める通訳等日数に乗ずる係数は次によるものとする。

- (1) 通訳官等の通訳等日数に言語係数（年間の言語ごとの回数（日数）により、別表に当てはめた係数をいう。）を乗ずる。
- (2) 通訳官の他所属への派遣については、派遣係数を乗ずる。
- (3) 民間通訳人の深夜時間帯（22時から翌5時までの間）の従事については、深夜係数を乗ずる。

2 通訳官等の通訳等の実績に係る表彰は、過去5年間の累積で年間通訳等従事日数の8割程度の通訳等の実績のある者に対しても、第10（1）（ア）、（2）（ア）又は（3）（ア）の対象（年間表彰に該当するもの）になるものとする。ただし、次に掲げる事項の場合は、当該表彰の対象とはならない。

- (1) 本部長賞誉を受賞するときは、過去5年間に本部長賞誉の受賞がないこと。

- (2) 刑事部長賞を受賞するときは、過去5年間に本部長賞誉及び刑事部長賞の受賞がないこと。
- (3) 刑事部長感謝状を受賞するときは、過去5年間に刑事部長感謝状の受賞がないこと。

第12 事務担当課

この要領に関する事務は、刑事部刑事企画課において行うものとする。

別表及び様式 略